

# 防犯灯電気料補助は引き続きカット

## 日本共産党は復活を要求

沼田市は、08年度から始めた「行財政改革」によって、団体補助金については、一律20%削減、事業費補助金については一律10%削減を進めています。市内各区(町)の区長への事務委託などもその対象になっていますが、特に問題なのが、市民の安全に大きくかかわっている「防犯灯」の電気料に対する補助金で、一律10%カットされ、08年、09年の2年間の実施状況において再検討されるということでしたが、新年度も引き続きカットされました。



電柱に設置されている防犯灯

沼田市では、防犯灯は各町の区長からの申請によって、市が設置し、各町が管理をするという方式になっていますが、市民の安全を守るという点では、もともと市が管理責任を持つことが当然で、先進自治体ではそうになっています。特に、通学路の防犯灯は、子どもたちの安全確保のために、教育委員会を含めた行政の管理責任は重要であり、電気料も市が負担すべきです。現在でも、例えば寺久保坂など、町境などの状況によって市が管理しているものもあります。

本来は、このような方向に進むべきですが、現状においても市民の安全を守るという立場に立てば、「防犯灯」の電気料補助は増やしこそすれ、減らすなどは考えられないことです。

市三月議会特集

## 井之川博幸市議の一般質問報告

# 歴史的特徴を生かしたまちづくりを！ 街なか区画整理事業は今後どうなるのか？

井之川博幸議員は、中心市街地土地区画整理事業の新年度における事業内容を確認し、一街区(上之町北)における事業計画内容について質しました。

市長は、「新年度については、総事業費の約8割が一街区並びに二街区における移転補償費で、建物移転を進める。また、一街区では、一部区画道路の新設工事、歩道の架設工事、生方記念文庫の解体工事を、八街区では、下之町交差点の改良工事を実施する。さらに、事業期間の延伸を含めた見直しに着手する。」と答え、一街区については、「上之町『しょくにんの町』協同組合が地域商店街活性化法に基づく経済産業大臣の認定をめざしており、新しい商業集積の取組に期待をしている。」と述べました。

井之川議員は、限られた財源のなかで、事業効果は見込めるのか。また、事業未着手街区の今後の見通しについて質しました。

市長は、「公共事業のスピード並びに目に見える形での早期の事業効果が求められており、避けては通れないと認識している。また、未実施街区については、仮換地指定に向けた情報提供を行なうとともに、権利者の意見・考え方に耳を傾け、対話を繰り返していきたい。」と述べました。

## 景観条例を制定し歴史的景観保存を

井之川議員は、歴史的景観や田園景観の保護のため、景観条例の制定を求めました。

市長は、「条例制定については、時代のすう勢、市民の要請を踏まえ、研究していく。」と答えました。

井之川議員は、本市は城下町として歴史的景観が残されている。中心市街地も区画整理で壊されてはいるが、中町には真田の町割、昭和の歴史的景観がまだ残っている。全て壊される前に区画整理事業は中止するよう求めました。

市長は、「事業の推進とまちの活性化に向けて努力してまいりたい。」と答えました。

井之川議員は、沼田の歴史を保護し、後世に伝えるために(仮称)歴史民族博物館の設置を求めました。

市長は、「本市の財政事情を考えると現時点で困難な状況である。」と答えました。



市内の田園風景

## 一般質問つづき

# 官製ワーキングプアを是正し、公契約条例の制定を

井之川議員は、官製ワーキングプアが社会問題になっていることを指摘し、市の臨時職員などの賃金水準とその改善を求めました。

市長は、「賃金は、日給5800円から6000円で平成10年以来据え置きになっているので、待遇改善に配慮していきたい。」と答えました。

井之川議員は、委託事業や公共事業に従事している労働者の賃金を安定させる「公契約条例」の制定を求めました。

市長は、「全庁的に意思確認を行いながら必要に応じて定めることを研究して行きたい。」と答えました。

2010年4月4日	No.513
<b>いのさんニュース</b>	
発行所沼田市下久屋町983	☎23-1519
井之川博幸議員活動地域版部内資料	